

「電気事業法の一部を改正する法律案」の概要

平成25年4月 経済産業省

I. 電力システム改革の推進

- 電力システム改革の全体像については、「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月2日閣議決定、以下「改革方針」)にて規定。
- 改革方針においては、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を3つの目的として掲げ、以下の3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら、改革を進めることとしている。

| | 実施時期 | 法案提出時期 |
|--|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 【第1段階】広域系統運用機関(仮称)の設立 | 平成27年(2015年)を目途に設立 | 今国会に法案提出(第2段階、第3段階の改正についてのプログラム規定を置く) |
| 【第2段階】電気の小売業への参入の全面自由化 | 平成28年(2016年)を目途に実施 | 平成26年(2014年)通常国会に法案提出 |
| 【第3段階】法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の小売料金の全面自由化 | 平成30年から平成32年まで(2018年から2020年まで)を目途に実施 | 平成27年(2015年)通常国会に法案提出することを目指すものとする |

II. 法律案の概要

<本則事項>

(1) 広域的運営の推進

- 「広域的運営推進機関」の創設
電力需給のひっ迫時に区域(エリア)を越えて広域的な電力融通の指示等を行う「広域的運営推進機関」(認可法人)を創設。
- 経済産業大臣による供給命令の見直し
供給命令の発動要件を災害等非常時以外にも拡充。また、卸供給事業者に対する供給命令制度等も新たに整備。

(2) 自己託送制度の見直し

自家発設置者が、別の場所にある自社の工場等に電気を供給する場合に、一般電気事業者に対してその送配電網を利用させる義務を課す。

(3) 電気の使用制限命令に係る制度の見直し

「罰則付きの命令」のみが規定されている電気の使用制限措置について、より緩やかな措置として、経済産業大臣による勧告制度を創設。

<附則事項>

(4) 電力システム改革の段階的な実施に関するプログラム規定の整備

- 改革方針を踏まえ、第2段階と第3段階の法案提出時期と実施時期を規定。各段階において課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら改革を行う。
 - 電気の小売業への参入の全面自由化(第2段階)を、平成28年(2016年)を目途に実施するものとし、このために必要な法律案を、平成26年(2014年)の通常国会に提出すること。
 - 法的分離を前提とした送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化(第3段階)を、平成30年(2018年)から平成32年(2020年)までの間を目途に実施するものとし、このために必要な法律案を、平成27年(2015年)の通常国会に提出することを目指すものとする。
- 改革方針に記載された、資金調達に支障を生じないようにするための措置や安定供給確保の方策等についての留意事項等を規定。